

鳥取県告示第 1074 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大呂字淀ノ空722、723、724の1、725、726の1、727の1、728、729の1、729の3、731の1、731の3、732から734まで、735の1、736の1、736の3、737、737の1、737の3、738から743まで、745、746の1、746の3、747の1、747の3、字クゴ748の1から748の3まで、749から769まで、770の1、771の3、772の1、775から782まで、783の1、784、785の1、字ネキ右平ラ788、790から796まで、799から808まで、810から825まで、827、827の1、828、829、831から850まで、850の1、851の1、851の2、852の1、852の2、853から855まで、字隠谷1003の1、1004の1から1004の3まで、1006の1、1006の2、1009の1、字長畑ノ上エ1010の1、1010の3、1011、1012の1、1013の1、1014から1016まで、1017の1、1018、1019の1、1019の2、1020の1、1020の2、1021の1、1021の2、大字市瀬字瀧谷2126から2131まで、2135から2137まで、字長渡瀬ノ山3283の2、3283の3、3284の1、3285から3287まで、3288の1、3289の1、3290、3291、字吉ヶ谷ノ山3292から3294まで、3295の1、3300から3314まで、3315（次の図に示す部分に限る。）、3316から3321まで、字ヒツガサコ3322から3324まで、3324の1、3325、字ダケ3326から3341まで、3343、字地主ノ本3344の1、3344の2、3345から3353まで、3358から3362まで、3364から3366まで、字板井原宮ノ谷3367から3369まで、3371から3378まで、3380から3388まで、3389の1、3390の1、3391から3393まで、字瀬戸3394から3399まで、3400の1、3400の2、3401、3402、3404から3409まで、3410の1から3410の5まで、3411、3412、字宮地谷3430の9、3431から3433まで、3433の1、3434、3435の1、3435の2、3437の2から3437の5まで、3437の7、3437の8、3437の10、字屋毛尾3438の1から3438の7まで、字中畑3449から3458まで、字吸谷3459から3468まで、3469の1、3470、3471、3473、3474の1、3475から3487まで、3490、字上エノ山3491、3492、3494、3497から3507まで、字アシ谷ノ山3521の10、3522、字ツヘガ途3534、3561から3563まで、字岩ヶ途3574、3577から3582まで、字上ミ別レ谷3586から3601まで、字坂ノ谷3602から3605まで、3607から3612まで、3615から3618まで、3619の9、3619の11から3619の13まで、3620、3621の1、3621の2、3623、3624、3626から3629まで、字船山ノ上3630から3639まで、3641から3645まで、3646の1から3646の7まで、3647

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）